

組付要領書及び部品表

Takakita

バキュームカ用テールランプアタッチ

S-1430-TL

適応機種

S-1430

S-1800



本製品を安全に、また正しくお使いいただくために
必ず本組付要領書をお読みください。
お読みになった後も大切に保管してください。
本組付要領書はお手持ちのスマートフォンや
タブレットからアクセスすることができます。



株式会社 **タカキタ**

は じ め に

このたびは本製品をお買い上げいただき、ありがとうございました。

この組付要領書は、**バキューム力用テールランプアタッチ**の組付要領について記載しております。組付前には必ず、この組付要領書をお読みのうえ、正しく組付けてください。

また、ご使用前には作業機本体の取扱説明書を熟知するまでお読みのうえ、正しくお取扱いいただき最良の状態でご使用ください。

- お読みになったあとも、必ず製品に近接して保存してください。
- 製品を貸与または譲渡される場合は、本体の『取扱説明書及び部品表』とこの『組付要領書及び部品表』を製品に添付してお渡してください。
- この組付要領書及び部品表を紛失または損傷された場合は、速やかにお買い上げの販売店または当社にご注文ください。
- 本書は、**注意**として製品自体の損傷防止に関する留意事項を記載しております。
- なお、品質・性能あるいは安全性の向上のため、使用部品の変更を行うことがあります。その際には、お手元の製品と本書の内容が一致しない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ご不明なことやお気付のことがございましたら、お買い上げの販売店または当社にご相談ください。

⚠ 警 告 サ イ ン

⚠ 印付きの下記マークは安全上、特に重要な項目ですので、よく読んで必ずお守りください。

⚠ 危険 その警告に従わなかった場合、死亡または重傷を負うことになるものを示します。

⚠ 警告 その警告に従わなかった場合、死亡または重傷を負う危険性があるものを示します。

⚠ 注意 その警告に従わなかった場合、ケガを負うおそれのあるものを示します。

目 次

安全に作業するために 1

公道走行するときは 1

1. 必要な運転免許証について 1

2. 保安基準への適合性確認 2

3. 灯火器類・ステッカーの取付け 3

バキュームカ用テールランプアタッチの組付け 10

◆組付け手順 10

◆セーフティチェーンの組付け 13

配線図 16

⚠ 安全に作業するために

公道走行するときは

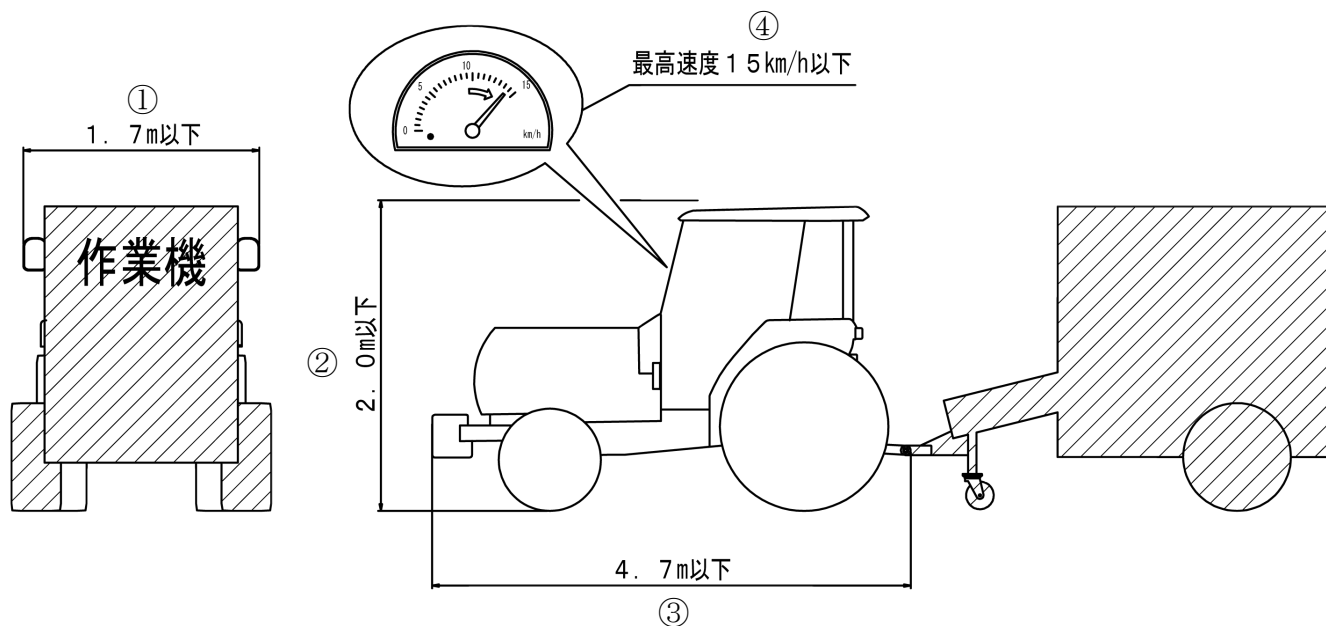
農耕用トラクタに関わる道路運送車両法の運用が見直され、保安基準に緩和措置が設けられました。必要な対応をすることで、けん引タイプの作業機で公道を走行することができます。公道走行をする際は、下記項目を確認したうえで必要な対応を行い、法令遵守して走行してください。

(1) 必要な運転免許証について

トラクタの寸法が下表①～③の数値以内で④最高速度15km/h以下の場合は小型特殊免許で運行可能になりますが、下表①～④の数値をひとつでも上回る場合、大型特殊免許(農耕用に限る、も含む)とけん引免許(農耕用に限る、も含む)が必要となります。ただし、車両総重量750kgを超えない農耕作業用トレーラをけん引する場合、けん引免許(農耕用に限る、も含む)は必要ありません。

- | | |
|----------|-----------------------------|
| ① 全幅1.7m | ② 全高2.0m(安全キャブや安全フレームは2.8m) |
| ③ 全長4.7m | ④ 最高速度15km/h以下 |

下図を参考にご確認ください。



⚠ 安全に作業するために

(2) 保安基準への適合性確認

自動車の種類と大きさにより、申請や検査登録が必要になります。

いずれの場合も農耕作業用トレーラ、農耕トラクタの使用者が保安基準適合性を確保する必要があります。

けん引車の農耕トラクタの種別	農耕作業用トレーラの種別と手続き
小型特殊自動車	[小型特殊自動車] ①一般的な大きさのもの ※1 ・個別に地方運輸局長から基準緩和の認定を、道路管理者から特殊車両通行許可を受ける必要はありません。
大型特殊自動車 (自動車検査証にけん引時の速度制限の基準緩和を受けた旨の記載があるもの)	②全幅が2.5mを超えるもの ・道路管理者(地方整備局、各都道府県、各市町村等)に対し、個別に特殊車両通行許可を受ける必要があります。 ③長さが12mまたは全高3.8mを超えるもの ・個別に地方運輸局長から基準緩和の認定を、道路管理者から特殊車両通行許可を受ける必要があります。
大型特殊自動車 (上記以外のもの)	[大型特殊自動車] ①一般的な大きさのもの ※2 ・管轄の運輸支局等で検査登録が必要です。 ②長さが12mまたは高さが3.8mを超えるもの、その他オーバーハング等の基準を超えるもの ・管轄の運輸支局等で検査登録が必要です。 ・個別に地方運輸局長から基準緩和の認定を、道路管理者から特殊車両通行許可を受ける必要があります。

※1 全幅2.5m、全長12m、全高3.8mを超えない大きさのもの

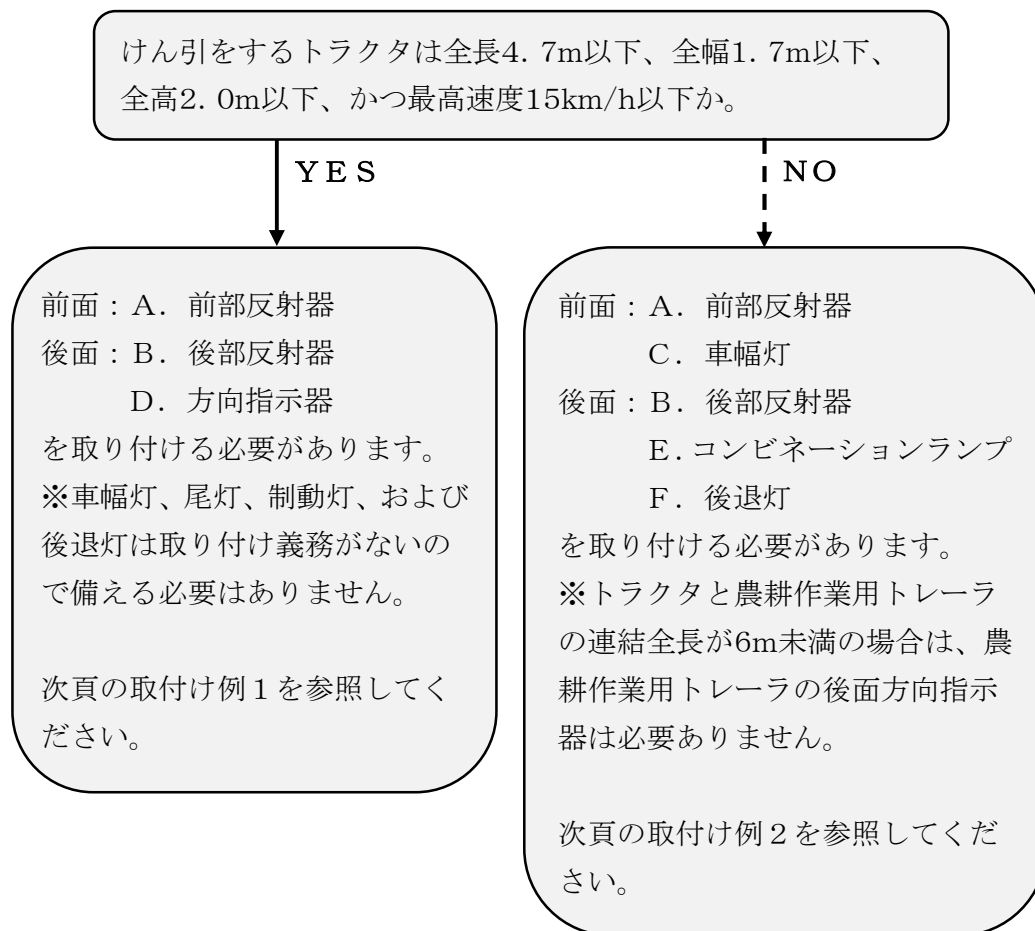
※2 農耕トラクタと農耕作業用トレーラの連結全長が12mを超える場合、道路管理者(地方整備局、地方自治体等)から、特殊車両通行許可を受ける必要があります。

⚠ 安全に作業するために

(3) 灯火器類・ステッカーの取付け

下記フローチャート①～③を全てそれぞれについてご確認ください、必要に応じて公道走行を行うための追加装備を取付けてください。

①トラクタの大きさ、最高速度による灯火器取付け位置



A.前部反射器	B.後部反射器	C.車幅灯	D.方向指示器
			
E.コンビネーションランプ		F.後退灯	
			

⚠ 安全に作業するために

● 装備の取付け位置

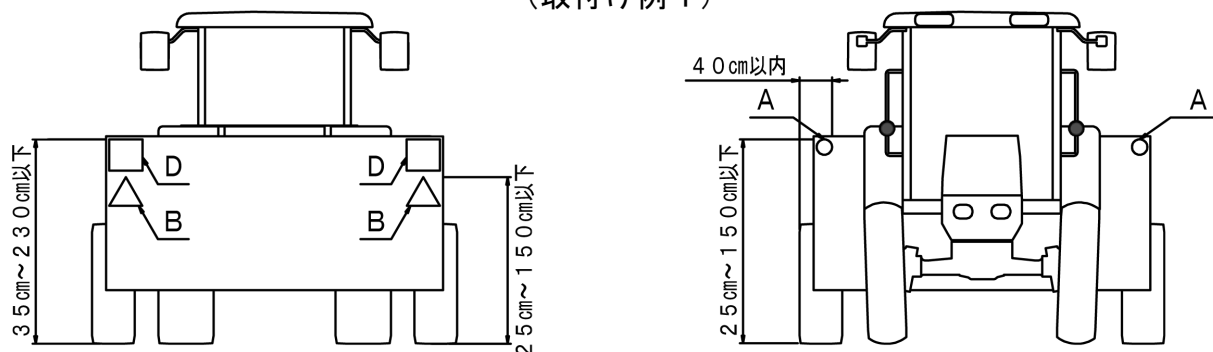
・道路運送車両の保安基準により、各種灯火器類の取付け位置は定められています。

- 前部反射器(リフレクター) 最外側から40cm以内、高さは地上25cm以上150cm以下
- 後部反射器(リフレクター) 最外側から40cm以内、高さは地上25cm以上150cm以下
- 車幅灯(ポジションランプ) 最外側から15cm以内、高さは地上25cm以上210cm以下
- 方向指示器(ウインカー) 最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上230cm以下
- 尾灯(テールランプ) 最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上210cm以下
- 制動灯(ブレーキランプ) 最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上210cm以下
- 後退灯(バックランプ) 高さは可能な限り25cm以上120cm以下

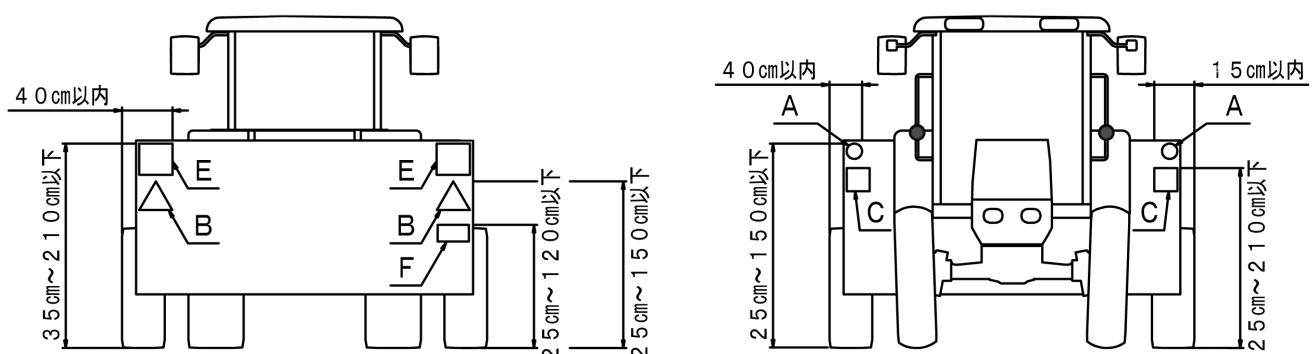
- ・車幅灯は前方から確認(視認)できる位置に、上記条件を満たし、可能な限り左右対称になるように取付けてください。
- ・コンビネーションランプ※は後方から確認(視認)できる位置に上記条件を満たし、可能な限り左右対称になるように取付けてください。
- ・後退灯は後方から確認(視認)できる位置に上記条件を満たすように取付けてください。

※コンビネーションランプ・・・方向指示器、尾灯、制動灯が一体化したもの

(取付け例 1)

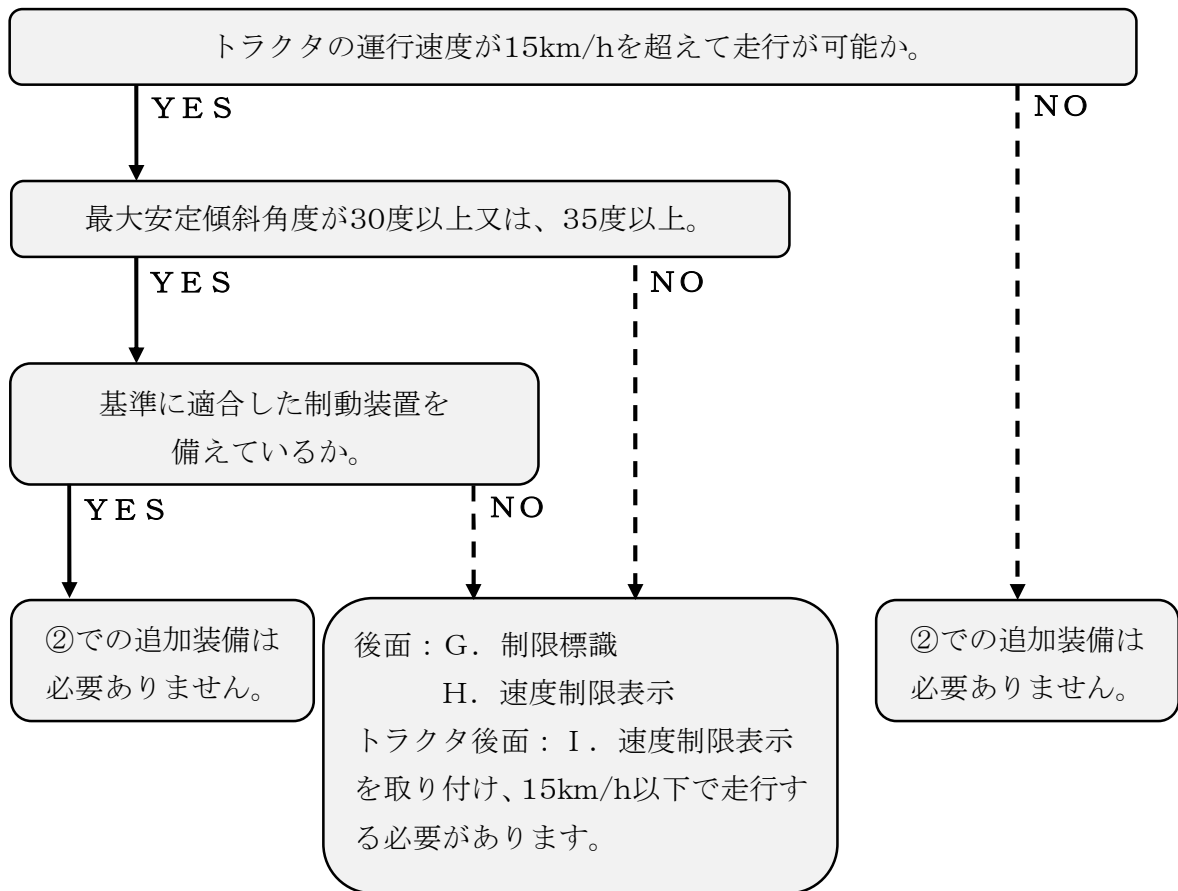


(取付け例 2)



⚠ 安全に作業するために

②トラクタの運行速度



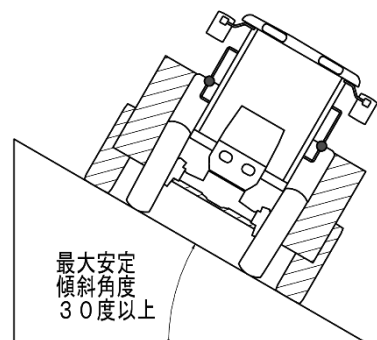
●最大安定傾斜角度が不明な場合は、運行速度15km/h以下で走行してください。

<安定性に関して>

作業機を装着した際に、最大安定傾斜角度が30度以上または、35度以上(車両総重量が車両重量の1.2倍以上または、積載により重心高さが上がるもの)であれば、通常の方法で道路走行できます。

上記条件を満たさない場合は、

- ・運行速度15km/h以下での道路走行
- ・道路走行をする際に、Gを作業機後面に表示、
Hを作業機後面に表示、
Iをトラクタ後面・運転席に表示
を行う必要があります。

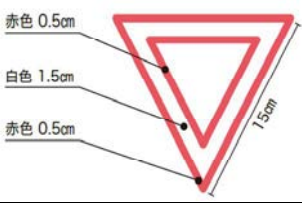


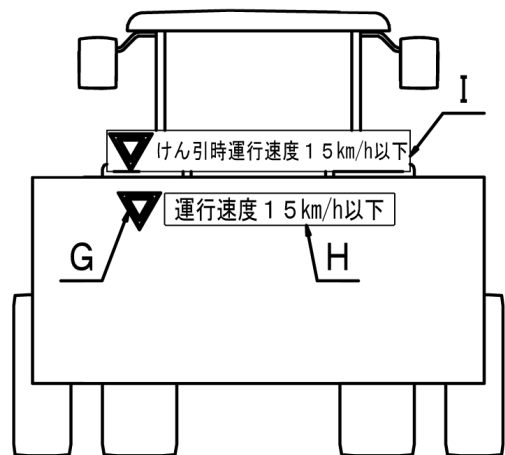
⚠ 安全に作業するために

● 装備の取付け位置

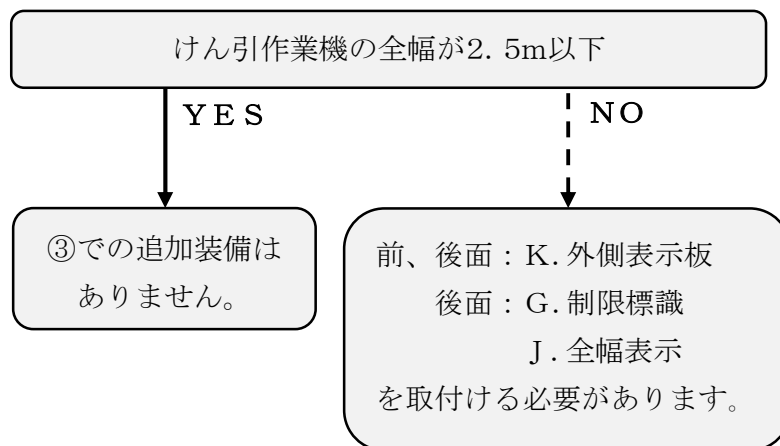
- ・ G、H、I は後方から確認できる位置に取付けてください。
- ・ H は運転席にも表示する必要があります。

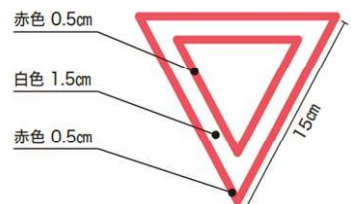
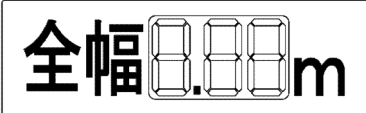
(取付け例)

G. 制限標識	H. 速度制限表示 (作業機側)
	
I. 速度制限表示 (トラクタ側)	
	



③ 作業機装着時の全幅



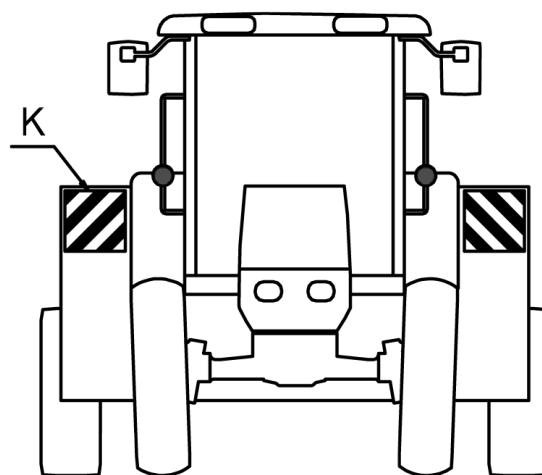
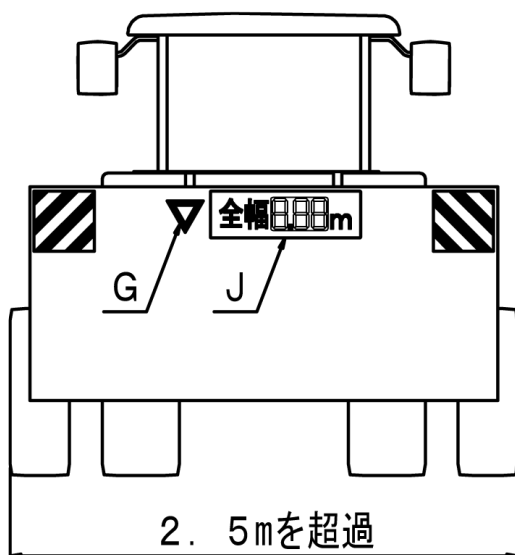
G. 制限標識	J. 全幅表示	K. 外側表示板
		

⚠ 安全に作業するために

● 装備の取付け位置

- ・ G、J は後方から見やすい位置に取付けてください。
- ・ K は前後、両端に赤白ラインが「ハの字」になるように取付けてください。

(取付け例)



⚠ 安全に作業するために

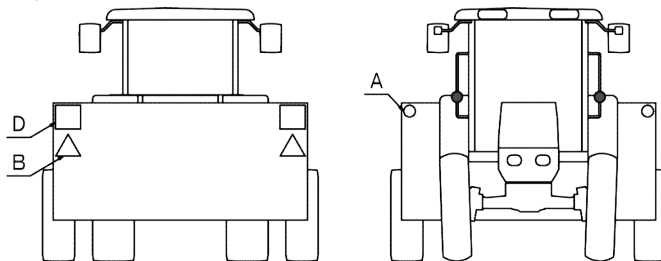
灯火器類・ステッカー取り付け例

灯火器取付け位置

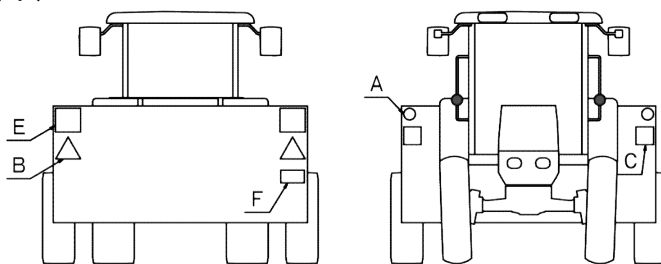
車幅灯
前部反射器
尾灯
後部反射器
制動灯
方向指示器
後退灯

全長 4.7m以下、
全幅 1.7m以下、
全高 2.0m以下、
最高速度 15 km/h
以下の場合

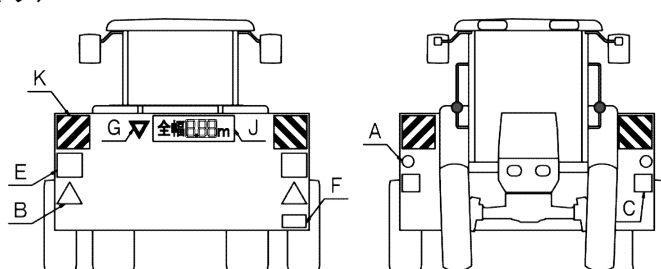
(ア)



(イ)



(ウ)



灯火器・ステッカー

A. 前部反射器

B. 後部反射器

C. 車幅灯

D. 方向指示器

E. コンビネーションランプ

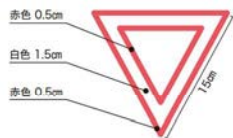


F. 後退灯

G. 制限標識

H. 速度制限表示
(作業機側)

I. 速度制限表示
(トラクタ側)



運行速度 15 km/h 以下

けん引時運行速度 15 km/h 以下

J. 全幅表示

K. 外側表示板

全幅 8.88m

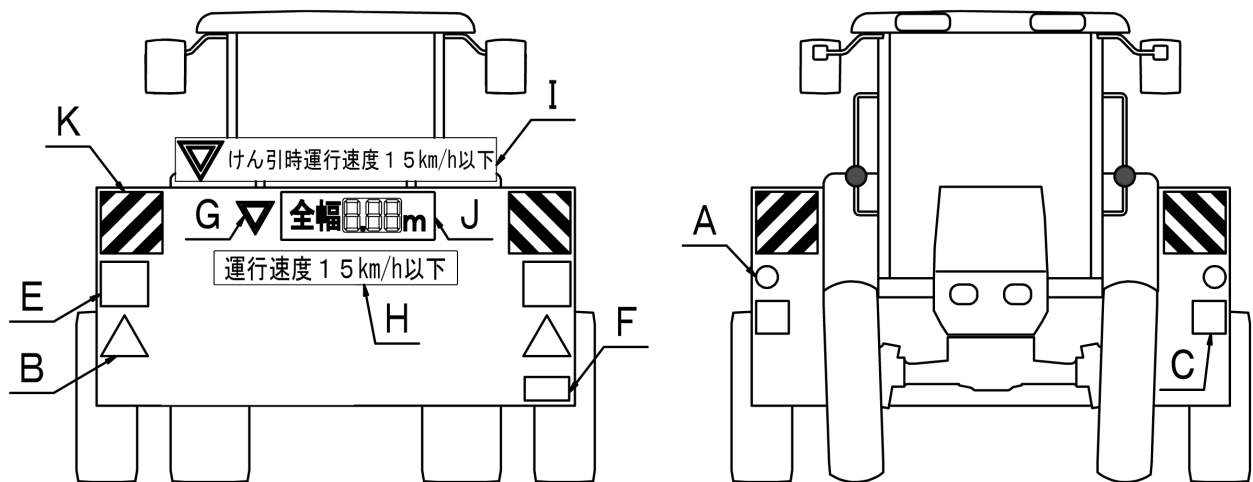


※全幅2.5mを超過する場合は、道路管理者(国道：地方道路局、県道：各都道府県、市道：各市町村)から特殊車両通行許可を得る必要があります。

⚠ 安全に作業するために

- p.5「②トラクタの運行速度」を確認後、速度制限表示が必要な場合は取付けてください。

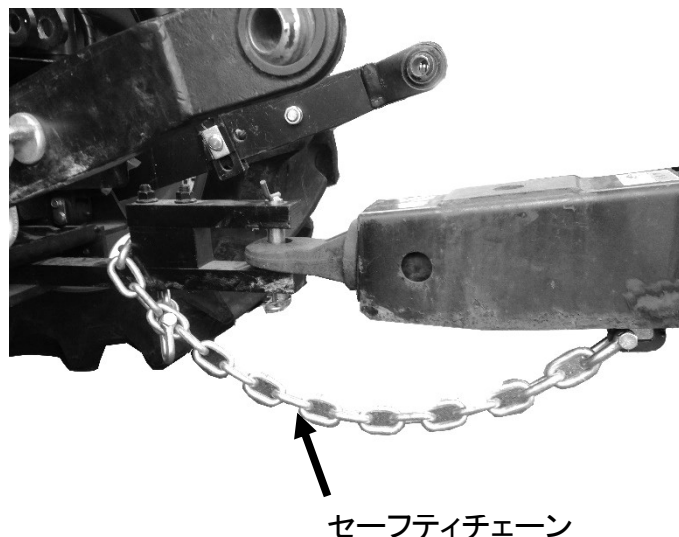
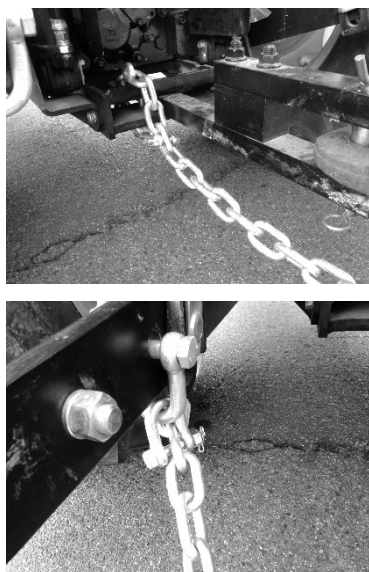
例：(ウ) に速度制限表示を追加



- 灯火器類取付けの際には、トラクタの操作と連動して点灯することを確認した後で公道走行を行ってください。また、灯火器類・ステッカーが汚れたときは視認できるように掃除をしてください。

(4) 農耕作業用トレーラの構造要件(分離時の連結維持構造)に関して

農耕トラクタが農耕作業用トレーラをけん引する際に、不意に連結装置(ドローバ等)が分離したときでも農耕トラクタと農耕作業用トレーラの連結を保つことができる構造でなければ道路走行できません。セーフティチェーン等を備え、けん引時にはセーフティチェーン等をねじ止め等でつないで道路を走行してください。



詳細は日農工「公道走行ガイドブック」(<http://www.jfnma.or.jp/koudo.html>)をご覧ください。
その他不明な点は、お買い上げいただいた販売店にご相談ください。

バキュームカ用テールランプアタッチの組付け

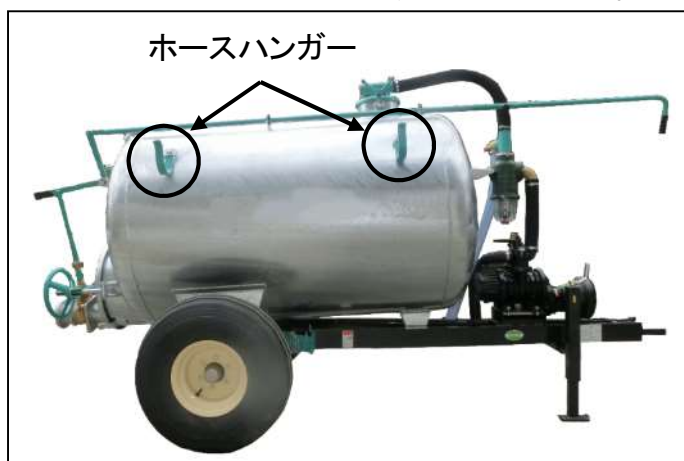
このたびはテールランプアタッチをお買い上げいただき、ありがとうございました。組付け前には、必ずこの組付要領書をお読みのうえ、正しく組付けてください。

●開梱されましたら、組付前に部品表の部品が全て含まれているかご確認のうえ、組付けを行ってください。

●図中のフロント側矢印は、作業機進行方向を示しています。

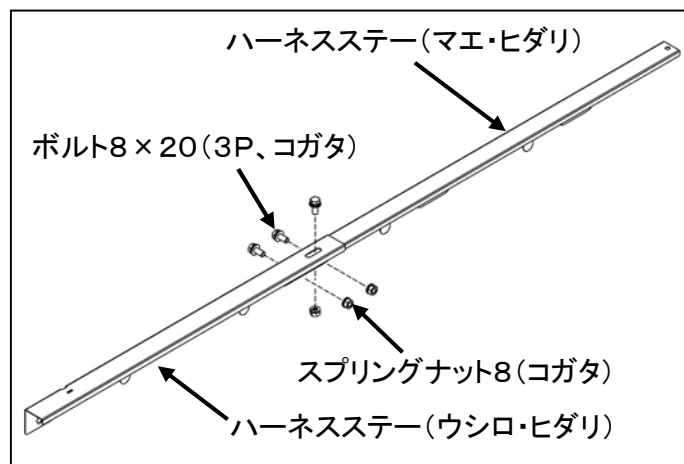
◆組付け手順

①作業機の左右にあるホースハンガーを取り外してください。このとき外したボルトは後程使用しますので保管してください。

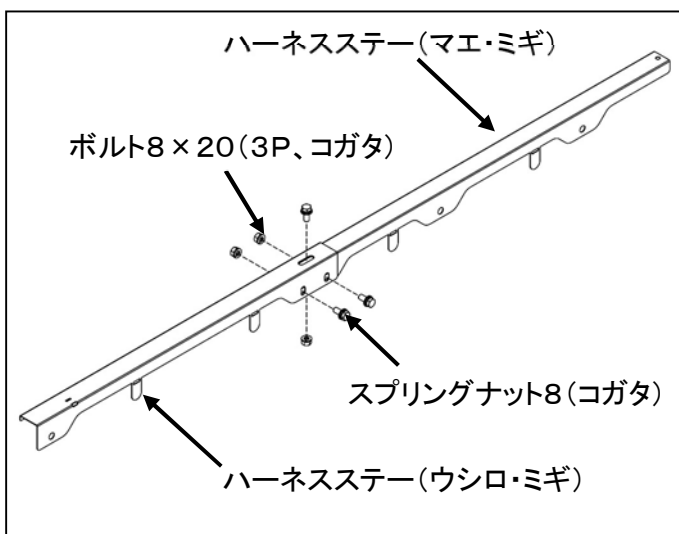


②機体取付け時に位置を調節するため、左右のハーネスステーをボルトとナットでゆるく固定してください。

(1) S-1430、S-1800 左側

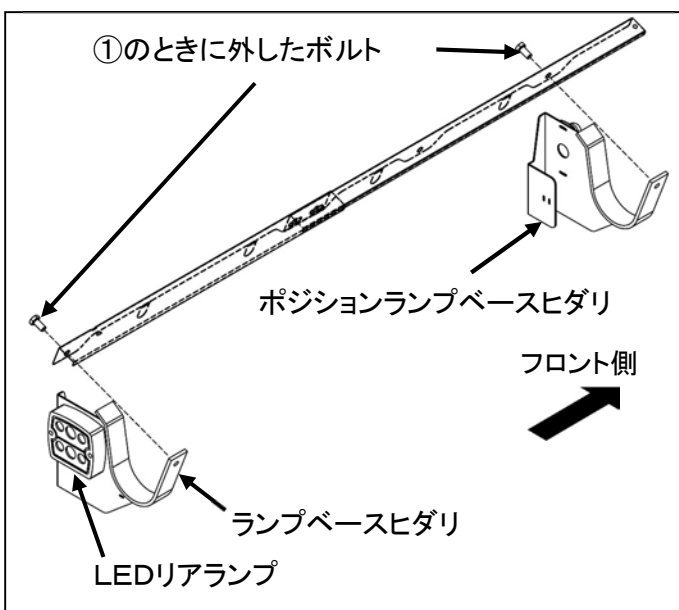


(2) S-1430、S-1800 右側



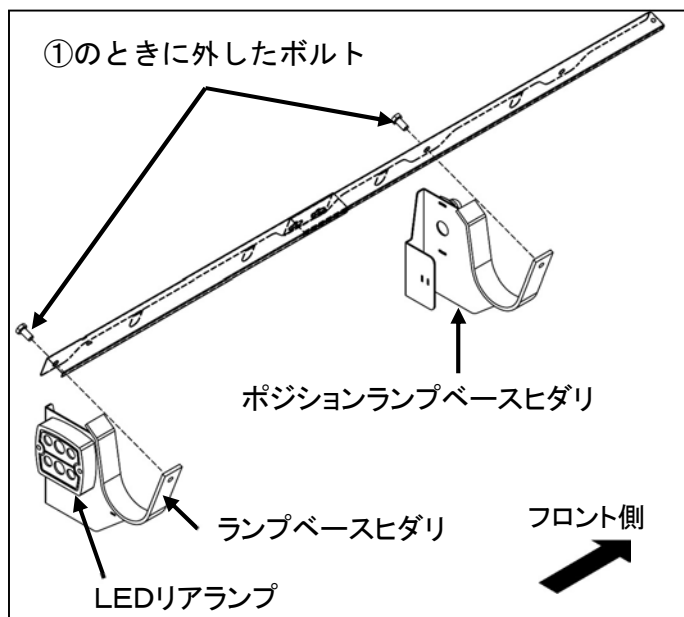
③ランプベースとハーネスステーを、ホースハンガーを固定していた場所に取り付けてください。このとき各ランプベースの向きに注意してください。ボルトは①のときに取り外したものを使用してください。

(1) S-1430 左側

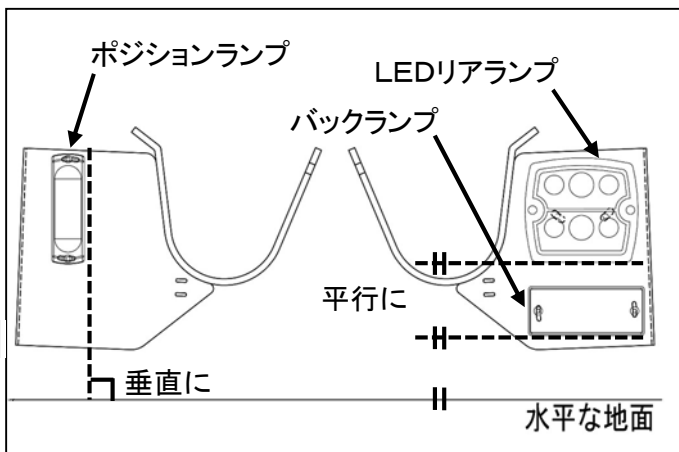


バキュームカ用テールランプアタッチの組付け

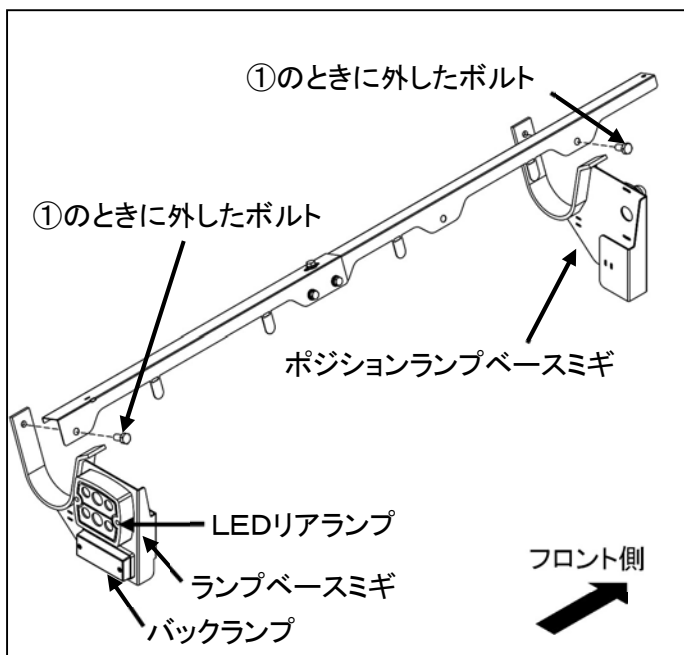
(2) S-1800 左側



⑤ランプ取付け部の長穴を利用して、LEDリアランプとバックランプは水平な地面と平行に、ポジションランプは垂直に合わせてください。



(3) S-1430、S-1800 右側



⑥p. 16の配線図を参考にホアンハーネスと各ランプのコネクタを接続してください。このとき下図の輪の中に左ランプコネクタと左側車幅灯コネクタを通して前方へ配線してください。



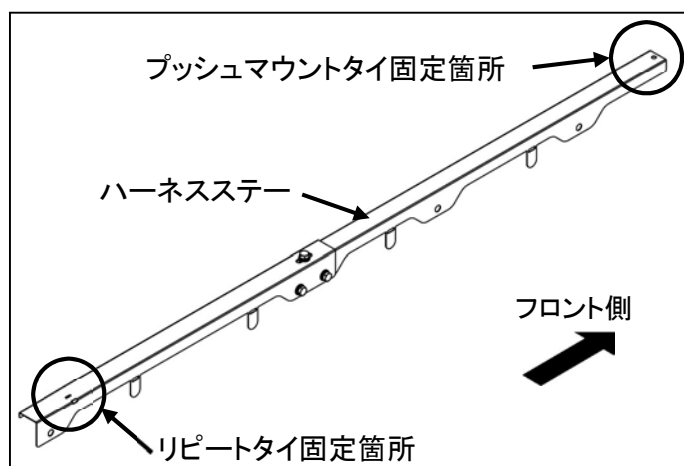
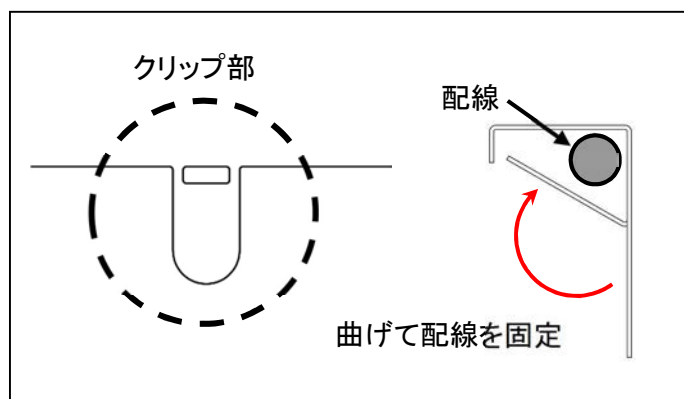
④②のときにハーネスステーを緩く固定していたボルト・ナットを締めて完全に固定してください。

バキュームカ用テールランプアタッチの組付け

- ⑦ランプベースのリピータイ用穴を利用して、ランプから出ているハーネスをリピータイで固定してください。このとき各コネクタをベースの内側で固定してください。



- ⑧ハーネスステーのクリップ部を曲げ、配線を固定してください。また、左右のハーネスステーの後方にリピータイを、前方にプッシュマウントタイを使用し配線を固定してください。



- ⑨ホアンハーネスの8Pコネクタ側の配線をサンプハンドルにリピータイで固定してください。このとき配線はゆるめに垂らし、サンプハンドルを延長・操作して配線に余裕があるかを確認してください。



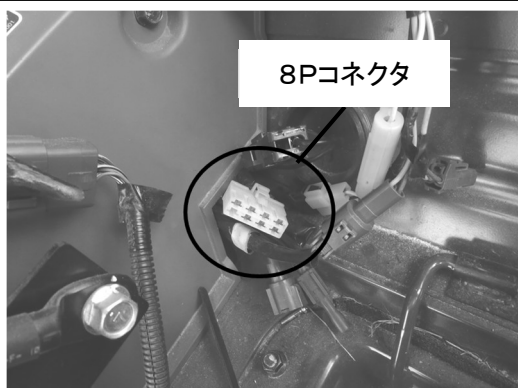
- ⑩配線が擦れたり挟まれたりしていないか、旋回した際に配線が引っ張られていないかを十分に確認してください。

⚠ 警告

コードに傷がつくと正常な点灯が行われず、思わぬ事故をおこす恐れがあります。

バキュームカ用テールランプアタッチの組付け

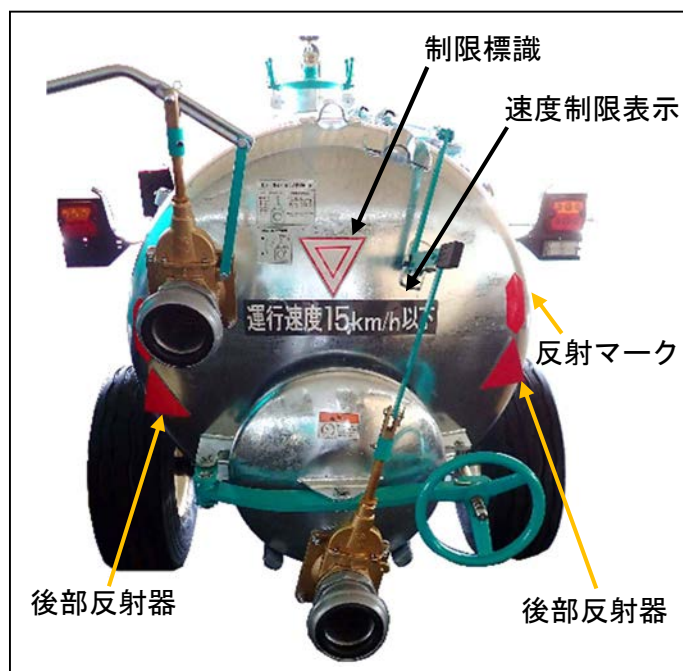
- ⑪ハーネスの8Pコネクタをトラクタの灯火装置用コネクタに接続し、ランプが正常に点灯することを確認してください。



注意

コネクタの形状が異なる場合は、付属の簡易変換ハーネスを使用してください。

- ⑫公道走行時に必要なステッカーを下図のように作業機後面に貼付けてください。



制限標識は作業機後面の中心付近に貼り付けてください。

速度制限表示は制限標識の下に貼り付けてください。

後部反射器は左右の反射マークの下に左右対称の位置になるように貼り付けてください。

- ⑬速度制限表示(トラクタ用)をトラクタの運転席から良く見える場所に貼付けてください。

けん引時運行速度15km/h以下

速度制限表示(トラクタ用)

◆セーフティチェーンの組付け手順

本アタッチのセーフティチェーン(以下、チェーン)はさまざまなトラクタに対応するため、長めのチェーンが付属しています。

トラクタ側のチェーン取付け位置にも異なりますが、直進時はチェーンが張られ、旋回時にはチェーンが垂れる傾向にあります。チェーン取付けの際には長さに十分に注意し、余分なチェーンは切断するなど走行の妨げにならないようにしてください。

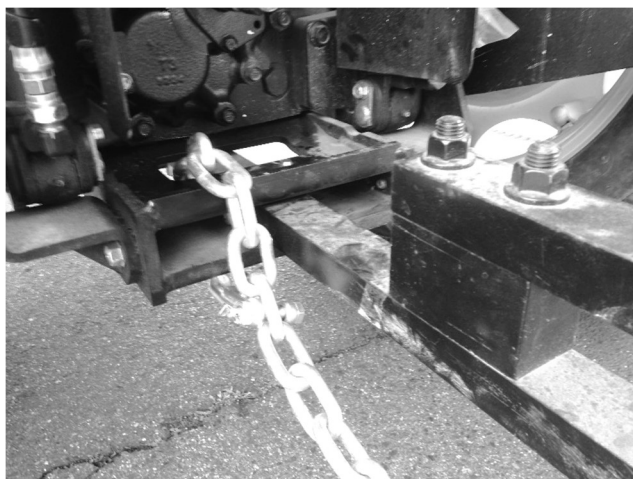
- ①トラクタ側と作業機側の両方で
ボルトナットシャックル12を使用し、チェーンを組付けてください。

- (1) トラクタのけん引ドローバ周辺に
チェーンを組付けた場合



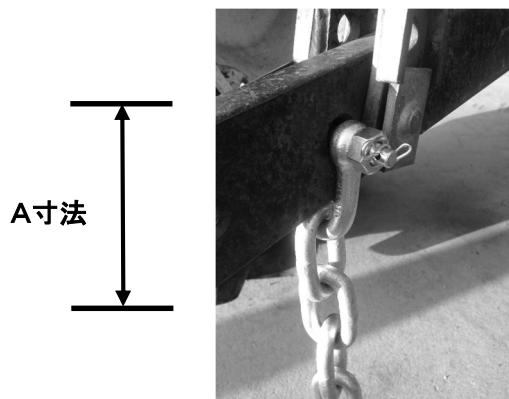
例1

バキュームカ用テールランプアタッチの組付け



例 2

(2) トラクタのロワーリンクにチェーンを組付ける場合は、下記A寸法の大きさにボルトナットシャックルを使い分けてください。



○ロワーリンクのA寸法65mm以下の場合

ボルトナットシャックル12を使用してください。

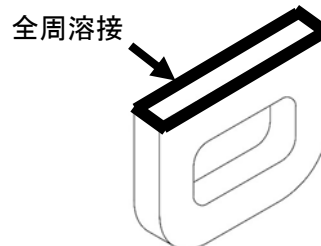


○ロワーリンクのA寸法65～95mm
の場合

ボルトナットシャックル16と12を使用してください。



②チェーンステーの平らな面と作業機を溶接してください。(全周溶接)



作業機へのチェーンステー溶接例
(S-1430)

バキュームカ用テールランプアタッチの組付け



作業機へのチェーステー溶接例
(S-1800)

- ③作業機側のチェーンの組付けには、ボルトナットシャックル12を使用してください。



注 意

ボルトナットシャックルの抜け止めはワリピンを使用せず、ヌケドメスナップピンを使用し
て抜け止めを行ってください。

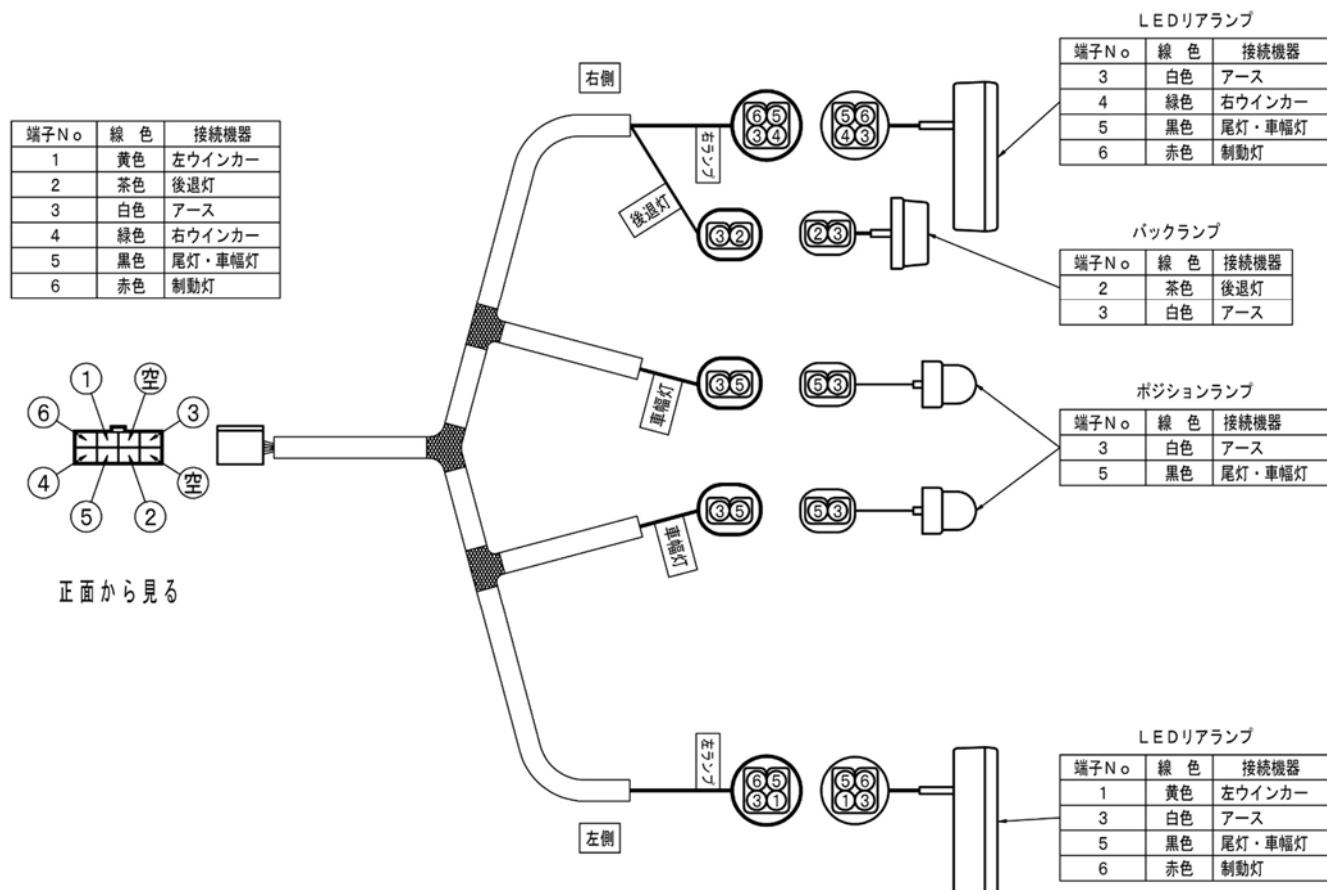


ヌケドメスナップピンは反時計回りに
回しながら抜くと抜けます。



配線図

1. S-1430-TL



トラクタの灯火装置用ソケットがDIN規格の場合は、付属の変換ハーネスをご使用ください。

端子No.	線色	接続機器
1	黄色	左ウインカー
2	茶色	後退灯
3	白色	アース
4	緑色	右ウインカー
5	黒色	尾灯・車幅灯
6	赤色	制動灯

端子No.	線色	接続機器
1	黄色	左ウインカー
2	茶色	後退灯
3	白色	アース
4	緑色	右ウインカー
5	黒色	尾灯・車幅灯
6	赤色	制動灯

